

## つちまるエコキッズクラブ 会則

(名称)

第1条 この会は、つちまるエコキッズクラブ(以下「エコキッズクラブ」という。)と称する。

(目的)

第2条 エコキッズクラブは、環境学習や自然体験に興味のある土浦市内の小学生が、土浦市周辺で開催される講座に積極的に参加し、環境・自然や自然を大切に思う心を養い、もって郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 この会則において、エコキッズクラブの会員(以下「会員」という。)とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) エコキッズクラブの目的に賛同する土浦市内在住の児童と保護者
- (2) 本会則を承諾し、登録を承認された者

(登録手続き)

第4条 会員となることを希望する者は、次に定める事項を土浦市環境保全課(以下「環境保全課」という。)に提供しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 電話番号
- (3) メールアドレス  
(情報メールの配信先)
- (4) 保護者氏名
- (5) 児童氏名及び学年
- (6) その他、イベントに参加する可能性のある者の氏名及び年齢

2 提出された入会申込書の審査及び会員の承認手続は、環境保全課で行う。

(入会金及び年会費)

第5条 エコキッズクラブに入会するための入会金及び年会費は、無料とする。

(会員特典)

第6条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 情報メールの配信
- (2) イベントの参加登録の簡素化

(退会)

第7条 エコキッズクラブの退会は、会員からの届出によるもののほか、第3条の資格を失ったときは、自動的に退会となるものとする。

(会員の個人情報)

第8条 エコキッズクラブは、会員の個人情報をエコキッズクラブの会員管理、運営及び活動のために必要な範囲に限り収集又は利用するものとする。

2 会員から、本人の個人情報の開示、訂正又は削除の請求があった場合は、本人確認を実施の上、遅滞なくこれに応じることとする。

(事務局)

第9条 エコキッズクラブの運営及び事務を処理するため、環境保全課内に事務局を置く。

付 則

この会則は、公表の日から施行する。